

# 白山ろく地域定住促進奨励金制度（概要）

石川県白山市

白山ろく地域（河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰）で新築住宅を建築または購入する方に、奨励金を交付します。

※他の定住促進奨励金、三世帯同居・近居促進事業補助金との併用はできません。

## 1. 対象となる人（次の(1)(2)いずれにも該当する方）

- (1) 白山ろく地域内で新築住宅を建築または購入する方
- (2) 新築住宅の取得に係る「住宅ローン」があること（償還期間10年以上）  
\*夫婦2人による連帯債務の場合、夫婦連名で申請してください。

## 2. 対象となる住宅（次の(1)～(3)いずれにも該当するもの）

- (1) 自ら居住するための新築一戸建て住宅（併用住宅含む）
- (2) 住宅の敷地面積が165㎡以上のもの
- (3) 延床面積が100㎡以上、280㎡以下のもの  
\*インナーガレージやそれに類するもの、併用住宅の場合の店舗や事務所部分は除きます。

## 3. 奨励金額

100万円（住宅ローン金額の10%以内）

## 4. 申請時期

- ・新築する場合： **建築工事に着手する前**
- ・購入する場合： 購入後、入居してから3ヶ月以内

## 5. 必要書類等

### (1) 計画認定申請時（着工前）

- ① 白山ろく地域定住促進奨励金計画認定申請書（様式第1号）  
（↑ HPからダウンロードできます）
- ② 申請者の住民票（「本籍・続柄」記載のもの）
- ③ 付近見取図、建物配置図、各階平面図、求積図（敷地面積、延床面積がわかるもの）
- ④ 住宅ローンを有することがわかる書類のコピー  
\*住宅ローンの申込書や事前審査申込書など

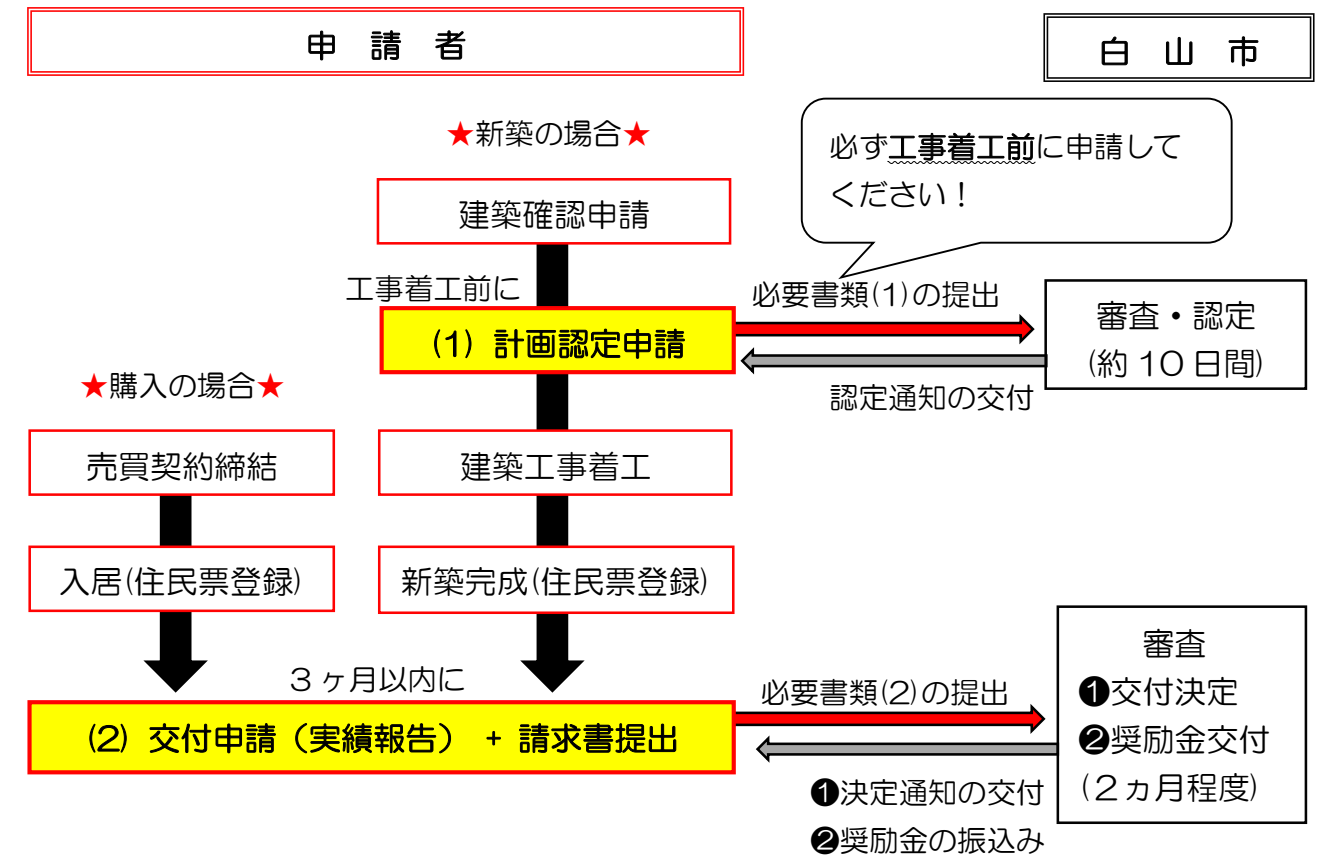
### (2) 交付申請(実績報告)時（完成後）

- ① 白山ろく地域定住促進奨励金交付申請（実績報告）書（様式第3号）
  - ② 誓約書（様式第4号）
  - ③ 白山ろく地域定住促進奨励金請求書（様式第6号）
  - ④ 定住促進支援制度アンケート
  - ⑤ 世帯全員の住民票（住所変更後のもので、「本籍・続柄」記載のもの）
  - ⑥ 住宅ローン契約書のコピー（金銭消費貸借契約証書）
  - ⑦ 工事請負契約書または売買契約書のコピー
  - ⑧ 直近の納税証明書（市県民税）  
請求先が白山市の場合は「市税を滞納していないことの証明書」  
\*夫婦2人での連名申請の場合、2人分の証明が必要  
\*申請月 1～7月の場合：前年の1月1日現在の住所地で請求  
8～12月の場合：その年の1月1日現在の住所地で請求
  - ⑨ 住宅の完成写真
  - ⑩ その他、市長が必要と認める書類
- ①～④の様式は、HPからダウンロードできます

以下⑪は、新築の建売り住宅を購入した方のみ必要

- ⑪ 付近見取図、配置図、各階平面図、求積図（敷地面積、延床面積のわかるもの）

## 6. 手続きの流れ



### 【問い合わせ先】

白山市役所 企画振興部 定住支援課  
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地  
TEL: 076-274-9568 Email: teiju@city.hakusan.lg.jp